

個人事業税第二期分の納付をお忘れなく

個人事業税の第二期分の納期限は11月30日(木)です。

第二期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封しておりますので、次のいずれかの方法で納付してください。なお、納付書を紛失された方は名古屋北部県税事務所へお問い合わせください。

○納付場所及び納付方法

- ・金融機関、県税事務所の窓口
- ・コンビニエンスストア、MMK設置店(ヨシヅヤ豊山テラス)
- ・Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキング又はATM
- ・インターネット環境でのクレジットカードによる納付
- ・スマートフォン決済アプリによる納付

※コンビニエンスストア及びMMK設置店による納付については、納付書の納付金額が30万円以下のものに限ります。

▼その他

領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)の窓口、県税事務所の窓口又はコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。

また、納付には便利で安全な口座振替の制度もあります。御希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続をしてください。

▼問合せ 愛知県名古屋北部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第二グループ
☎052・531・6304(ダイヤルイン)

愛知県税務課のホームページ
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

救命講習参加者募集

西春日井広域事務組合消防本部では、「もしもの時に役立つ応急手当の方法を皆さんに知っていただくために、AED(自動体外式除細動器)の取扱いを含む救命講習会を開催します。

▼内容 普通救命講習Ⅲ(3時間講習) 乳幼児が心肺停止になった場合を想定した心肺蘇生法

▼対象 原則として豊山町、北名古屋市、清須市に在住・在勤・在学の方(ただし小学4年生以上)

▼とき 11月26日(日) 午前9時～正午

▼ところ 西春日井広域事務組合東消防署(北名古屋市井瀬木狭場15)

▼定員 32名(定員になり次第募集を締め切ります。)

▼参加費 無料 ※受講された方には、当日修了証を交付します。

▼申込み・問合せ 西春日井広域事務組合消防本部消防課
☎22・4954(平日午前9時～午後5時)

愛知県最低賃金改正

愛知県最低賃金は、令和5年10月1日から時間額1027円に改正されました。(現行986円から41円引き上げ)

県内の事業所で働くすべての労働者(常用・臨時・派遣・パートアルバイト等)に適用されます。

使用者は、適用される最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

賃金が時間給以外で定められている場合(月給・日給等)、賃金を1時間当たりの金額に換算して時間額1027円と比較します。

▼問合せ 名古屋西労働基準監督署
☎052・481・9533

あいちワーク・ライフ・バランス推進運動2023

県や労使団体等で構成する「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」では、仕事と生活の調和が実現した社

会を目指して「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」を実施し、テレワークを始めとする多様な働き方等の8つの取組にご賛同いただける事業所を募集しています。

この一環として、11月第3水曜日を「愛知県内一斉ノー残業デー」として定め、働き方を見直す契機となるよう普及啓発に取り組んでいます。11月15日(水)は、効率的に仕事を進めて定時に退社し、趣味や家族との団らん等の時間をお過ごしください。

対象は、県内の企業・団体・事業所です。

▼申込み 2次元コードからホームページをご確認ください。(申込期限：11月30日(木))

▼問合せ 愛知県労働局労働福祉課
☎052・954・6360

